

IV

財務事項を中心とした 本年株主総会の想定問答

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
弁護士・公認会計士 外山 照久
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
弁護士・公認会計士 磯 俊浩

2015年6月にコーポレートガバナンス・コード(以下、「CGコード」という)が施行されてから本年度4年目を迎えた。また、昨年3月、

経済産業省から『コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針(CGSガイドライン)』が公表され、CGコードにより示された実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に資する主要な原則を、企業が実践するにあたって考えるべき内容を補完するとともに、「稼ぐ力」を強化するために有意義と考えられる具体的な行動が取りまとめられている。

2014年2月に制定された『責任ある機関投資家』の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)と投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために(以下、「SSコード」という)は、昨年5月に3年ぶりに改訂されており、これに関連して、

ISS(Institutional Shareholder Services)など議決権行使助言業者の議決権行使基準も一部変更されている。

また、3月には収益認識に関する包括的な基準等が公表されており、多くの会社の本基準の影響を受けるものと考えられる。

本稿ではこのような流れも踏まえながら、2018年6月期の定時株主総会における想定問答について、検討する。

なお、本文中の意見にわたる部分については筆者の個人的見解であることをあらかじめ申し添える。

ガバナンス関係

Q1(顧問・相談役)

当社には顧問・相談役がいるが、ガ

バナンス上の問題はないのか。

A1

ご指摘いただきましたとおり、当社には顧問・相談役がおりますが、短期的な実績だけにとらわれず、当社が長年培ってきた社風や企業文化、顧客との関係維持等、現経営陣だけでは対応できない事項に対してさまざまな形で、当社に貢献していただいております。顧問・相談役制度は当社の中長期的な利益のために有益なものと考えております。もっとも、最終的な意思決定については、現取締役によって構成される取締役会によってなされているため、現状では特にガバナンス上の問題は生じていないものと考えております。

解説

議決権行使助言業者の1つであるISSは、2018年の日本向け議

(図表1) 主な議決権行使助言業者と指針内容

ISS	2018年版 日本向け議決権行使助言基準 https://www.issgovernance.com/file/policy/active/asiapacific/Japan-Voting-Guidelines-Japanese.pdf
グラスルイス	2018 PROXY PAPER™ GUIDELINES AN OVERVIEW OF THE GLASS LEWIS APPROACH TO PROXY ADVICE http://www.glasslewis.com/wp-content/uploads/2018/01/2018_Guidelines_JAPANESE.pdf

決権行使助言基準において、相談役(顧問、名誉会長、フェウンダー等、活動の実態がみえにくい名誉職的なポスト一般を含む)制度を新設する場合、取締役の役職として提案される場合を除き、原則として反対を推奨する旨を盛り込んだ。これは、取締役としての法的責任を負わない者に会社の意思決定を委ねることはガバナンス上の問題があるとの理由によるものと考えられる。回答にあたっては、顧問・相談役制度が当社にとって有益であること、ガバナンス上の問題は生じていないことについて、説明する必要がある。